アンケート調査について

【調査目的】

本年4月の文化審議会著作権分科会報告書を踏まえて、今後、「柔軟な権利制限規定」の 導入に向けて立法準備が進められておりますが、新たな立法措置が適切に運用されるため にはガイドライン等の「ソフトロー」の役割が重要であると指摘されております。

この度、弊所では、ソフトローの策定の望ましい在り方を明らかにするために、文化庁様の委託により「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」を実施することになりました。

本事業では、今後、柔軟な権利制限規定等の運用にあたり、「ソフトロー」が社会的に機能するためにはどのような取組が必要なのかを明らかにすることを目標にしており、そのためには、我が国におけるガイドライン等既存のソフトローの状況を正確に把握することが必要です。

本調査は、かかる目標に資するために、我が国での著作権分野におけるソフトローの具体的な事例を収集するとともに、その策定過程や運用状況等を調査することを目的としています。

【調査対象】

(1)対象とするソフトロー

本調査における「ソフトロー」とは、著作権等の権利行使や権利制限規定の運用について、 文書等によって運用上の標準を定めたもので当該利用分野においては程度のいかんを問わず規範性を有するものを想定しています。(ソフトローの意義や範囲については本調査を通じて明らかにしていきたいと考えておりますが、そのための基礎資料の収集を目的とするものとご理解ください。)

例えば、次のようなものが含まれます。

- ○ガイドライン(Q&A 形式/利用できる場合のリスト(ホワイトリスト)形式/利用できない場合のリスト(ブラックリスト)形式のものも含みます)
- ○団体間の取り決め(協定・協約・覚書)
- ○団体の公式見解・運用指針
- ○団体の内規(自主規制含む)
- いずれも名称の如何を問いません。
- 一方、以下のようなものは含まれません。

○使用料規程

※但し、使用料規程では明確に定められていない分野等に対する事実上の標準的な運用 指針となっているような規則等はソフトローに含まれるとお考えください

- ○当事者間の個別契約
- ○個別契約の原案 (雛型)
- ○著作物や個別サービス等の利用規約

※契約書、契約書雛形、利用規約中の条項であってもそれが規範性を生じ、団体内の自 主規制ルールとなっているものまたは団体外の契約当事者にも規範性のあるものとして 受け止められているものについては、ソフトローに含まれるとお考えください

(2) 対象範囲

貴社(団体)が策定したものに限らず、貴社(団体)の事業(団体)活動、団体構成員の活動に当たって適用され得るソフトローすべてについて、実際に貴社(団体)が参加・活用しているか否かにかかわらずお答えください。

但し、<u>ソフトロー自体の開示が差し支えるものについては、その旨をお示しください</u>(研究の対象とすることがありましても、貴社(団体)のご承認がないまま貴社(団体)名と当該資料を特定できる形で公表することはいたしません。)。

【ご回答要領】

(1) ご回答単位

- ①「ソフトローに関するアンケート調査票【貴社(団体)について】」は1社(団体)単位 にご記入ください。
- ②「ソフトローに関するアンケート調査票【ソフトローについて】」は該当するソフトロー毎にご記入ください(該当するソフトローが複数ある場合にはそれぞれ調査票を分けてご記入ください)。

なお、②の対象となるソフトローに相当する事例がない場合は①の「ソフトローに関する アンケート調査票【貴社(団体)について】」のみご回答ください

(2) ご回答期限

2018 (平成30) 年1月22日

(期間が短くて申し訳ありません。柔軟な権利制限規定の立法化を見据えた調査研究でありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。)

(3) ご回答方法

- ①各質問項目へのお答えが、関連する資料の記載により明らかな場合には、それで代替していただいても差支えありません。
- ②他のソフトローに対する回答と内容が重複する場合はその旨ご記載いただければ結構です。
- ③当てはまらない項目についてはお答えを省略してください。

④ラジオボタン(「○」印)の質問は該当項目に「●」を、チェックボックス(「□」印)の質問は該当項目に「☑」又は「■」をご記入ください。なお、チェックボックス「□」の質問は当てはまる項目すべてに「☑」を付けてください。

【ご回答内容の取扱い】

Web サイト等において既に公開されている情報を除き、ご回答内容を報告書等に掲載する際には、原則として個別に特定できない形で利用し、具体的に特定できる形で利用する場合には別途相談申し上げます。

【関係社・関係団体へのご協力依頼】

貴社・貴団体の関係社・関係団体にも本調査への協力をご依頼くださいますようお願い申 し上げます。その際、回答につきましては、貴社・貴団体で取りまとめいただいても構い ませんし、弊所に直接お送り願っても差し支えありません。

なお、当方からの発送先については、別紙「アンケート調査票発送先一覧」をご参照ください。

【ご回答の送付先】

(1) 郵送の場合

返送先: 164-0012

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22 階 (公社) 著作権情報センター附属著作権研究所

(2) メールで送付の場合

返送先メールアドレス: softlaw@cric.or.jp

【ご質問等】

お問い合わせ先:(公社)著作権情報センター附属著作権研究所

TEL:03(5333)1645 FAX:03(5354)6435

E-mail: softlaw@cric.or.jp

担当:横山

なお、担当が離席の場合お電話をお受けできませんので、できるだけメールでお問い合わせいただきますようご協力をお願い申し上げます。

【質問票のダウンロード】

アンケートは、次の URL からダウンロードいただけますので、適宜ご利用ください。 http://www.cric.or.jp/softlaw/index.html

以上